

令和7年度新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会
運営基本ルール

推薦委員が加わってからの実行委員会の運営の基本ルールは、次のとおりとする。

(定足数)

- 1 会議は、一般委員の3分の2及び立候補予定者ごとに1人以上の推薦委員の出席を必要とする。ただし、立候補予定者ごとに1人以上の推薦委員の出席がない場合でも、準備の期間がない場合、直前で欠席する場合等やむを得ない事情があるときは、議長は、会議を開催することができる。
- 2 推薦委員は、WEB会議システムでの出席ができないものとする。

(決定)

- 3 十分な議論をし、決定は全員の同意を必要とする。
- 4 議長は、3ではどうしても決まらない場合は、多数決にすることができる。この場合において、推薦委員の票は、立候補予定者ごとに1票とする。
- 5 立候補予定者は、実行委員会の決定に従わなければならない。

(会議の公開)

- 6 会議は公開とするが、推薦委員が非公開を希望する場合、個人情報等公開に適さない情報が出る場合には、非公開とする。

(その他)

- 7 その他のルールが必要になったときは、その都度議論をして決定する。